

## 10 農林水産省 構造改革特区第19次 再検討要請回答

管理コード	100010	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	普及指導員の任用資格要件設定権限の委任	都道府県	埼玉県外 38 都道府県
		提案事項管理番号	1021010
提案主体名	埼玉県外 38 都道府県		

制度の所管・関係府省庁	農林水産省
該当法令等	農業改良助長法第 9 条 農業改良助長法施行令第 3 条
制度の現状	<p>普及指導員の任用資格は、農業改良助長法及び同法施行令により、</p> <p>① 普及指導員資格試験の合格者</p> <p>② 農業又は家政に関する普及指導、教育、試験研究に従事した期間が最近 15 年のうち 12 年以上の者と定めている。</p>

求める措置の具体的内容	任用資格要件設定権限の一部の都道府県条例への委任
具体的事業の実施内容・提案理由	<p><b>①現状</b></p> <p>普及指導員による農業者支援については、都道府県と国が協同で行っている事業であり、普及指導員の活動費等の一部が協同農業普及事業交付金として措置されている。</p> <p>都道府県は、国が行う普及指導員資格試験の合格者及びその他政令で定める資格を有する者のみ、普及指導員として任用できる。</p> <p><b>②問題点</b></p> <p>現行の普及指導員任用資格要件では、農業の6次産業化や農商工連携、知的財産権の保護・活用等に対応できる幅広い人材を普及指導員として任用できない。</p> <p><b>③解決策</b></p> <p>任用資格要件設定権限の一部を都道府県に委任し、都道府県は条例で定める。</p> <p><b>④効果</b></p> <p>都道府県の判断により、経営やマーケティング、食品衛生等のスペシャリストを普及指導員として任用でき、農業経営の高度化や農業の6次産業化の効果的な推進等が図られる。</p>

### ○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	F	措置の内容	-
<p>(1) 農業経営の高度化や農業の6次産業化の効果的な推進を図るためには、普及指導員が経営やマーケティングの専門知識を有していることが有効である。現行制度においては、専門分野の知識及び応用能力のみならず、農業に関する一般知識、現場課題解決能力及び普及指導活動手法に関する知識を一定水準以上有している普及指導員による活動が必要であることから、一定の実務経験を有する者が受験する普及指導員資格試験の合格者等を任用資格としている。</p> <p>(2) これらを踏まえ、都道府県が特区の特例措置として実施する場合であっても、任用時点において、現在の要件と実質的に同等の能力を有することが必要と考えられる。</p> <p>具体的には、まず、普及指導員としての高い指導力を担保するため、経営・マーケティングの指導に関連する国家資格</p>				

(税理士、弁理士、公認会計士、中小企業診断士、社会保険労務士等)を有しており、当該資格に関する十分な実務経験を有していることが必要と考えられる。

また、効果的な普及指導活動を行うために、直接農業者に接して普及指導を行う能力を有していることが必要と考えられる。

さらに、普及指導員による農業に関する技術指導の水準を維持する観点から、普及指導協力委員制度を活用しつつ、本特例措置による任用者数は若干名とすることが必要と考えられる。

(3)以上のことを担保しつつ普及指導員の任用資格設定権限の一部を都道府県に委任しながら、現在の要件と実質的に同等の能力を確保することが可能かどうか検討を行ってまいりたい。

## ○再検討要請及び再検討要請に対する回答

### 再検討要請

右提案主体からの意見を踏まえ、具体的な検討スケジュール等について再度回答願いたい。

### 提案主体からの意見

農政の重要課題である農業の6次産業化や農商工連携等を推進するために、普及指導員について各都道府県が地域の実情に応じて、経営やマーケティング、食品衛生等のスペシャリストを任用をできるようにすることが必要であり、提案内容が早期に実現できるよう検討していただきたい。

「本特例措置による任用者数は若干名とすることが必要」とあるが、本提案は普及指導員の大半を条例による任用にするとの趣旨ではないが、任用者数の判断は都道府県に委ねるべきである。

また、検討課題やスケジュール等を都道府県に示していただきたい。

### 再検討要請に対する回答

#### 「措置の分類」の見直し

F

#### 「措置の内容」の見直し

—

協同農業普及事業については、事業仕分けの結果を踏まえ、国と地方の役割分担を含め普及事業のあり方について検討した上で、抜本的な見直しを行い、その結果を24年度の予算要求に反映させることとしており、本件についてもその一環として検討してまいりたい。

## 10 農林水産省 構造改革特区第19次 再検討要請回答

管理コード	100020	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	遊休化した農業振興地域の農用地区域における農 用地の目的外使用	都道府県	兵庫県	
		提案事項管理番号	1043020	
提案主体名	兵庫県			

制度の所管・関係府省庁	農林水産省
該当法令等	農業振興地域の整備に関する法律第10条第4項 農業振興地域の整備に関する法律施行令第7条第1項第4号 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第4条の4
制度の現状	<p>農用地区域は、市町村の農業振興地域整備計画において定める農用地等として利用すべき土地の区域であり、集团的農地や土地改良事業等の対象農地など、生産性が高く、長期間にわたり確保すべき優良農地の区域である。</p> <p>このため、農用地区域に含まれない土地として、農用地区域からの除外が可能な土地は、他の法律により農業上の土地利用との調整が確保されているものや公益性が特に高いと認められる事業に係る施設のうち農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれが少ないと認められるものに限られている。</p>

求める措置の具体的内容	農業振興地域の「農用地区域」内において、農地以外の目的での使用に係る規制を緩和し、農業以外の用途の使用を可能とする。
具体的事業の実施内容・提案理由	遊休化した農振農用地は、担い手の確保により農業生産への利用を推進することが基本ではあるが、遊休化を放置すると回復困難なまでに農地が荒廃する可能性があるため、農振農用地の目的を拡大し、太陽光等発電などエネルギー自給率の向上や野菜工場整備など食料自給率の向上に資する取組を行うことができるようにする。

### ○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	—
<p>農用地区域内の農地が遊休化した場合は、基本的には解消を図る必要がある。</p> <p>遊休化しているからといって、具体的な転用計画がないまま、農用地区域に含まれない土地として農業以外の用途の使用を可能とした場合は、過大な農用地区域からの除外や周辺の農地等の農業上の利用への支障が生じることを排除することができなくなるとともに、耕作放棄地の再生利用を含めた、確保すべき農用地区域内農地の面積目標の達成が図られず、優良農地の確保に支障が生ずるおそれがあることから、本提案を受け入れることは困難である。</p> <p>なお、「いわゆる野菜工場等」の農畜産物の生産施設については、畜舎や温室等と同様に農業用施設として「農業用施設用地」に設置することは可能である。</p> <p>また、既に山林原野化し農地としての復元が不可能と判断された耕作放棄地であって、周辺の農地等の農業上の利用や市町村の農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがなく、市町村が農用地区域に残置することが適当ではないと認める土地については、農用地区域から除外して農業以外への利用を図ることは可能である。</p>				

### ○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	
-------	--

右提案主体からの意見を踏まえ、再度回答願いたい。

提案主体からの意見

『「いわゆる野菜工場等」の農畜産物の生産施設については、畜舎や温室等と同様に農業用施設として「農業用施設用地」に設置することは可能』とのことであるが、例えば、株式会社が遊休化した農業振興地域の農用地区域に野菜工場を整備することは可能か確認をさせていただきたい。

太陽光発電などエネルギー自給率の向上に資する取組を農用地区域内で行えるようすることは困難とのことであるが、畦畔・法面に限って太陽光発電設備の設置を認めることを重ねて求める。

再検討要請に対する回答

「措置の分類」の見直し

D

「措置の内容」の見直し

—

「株式会社が農用地区域に野菜工場を整備すること」については、農用地区域内の土地は当該地域の農業生産の必要上計画的に利用するために確保するものであり、地域において農業生産を行う株式会社が管理利用する農畜産物の生産施設であって、市町村の農用地利用計画において「農業用施設用地」として定められた土地に整備する場合は、畜舎や温室等と同様に可能である。

また、「畦畔・法面に限って太陽光発電設備の設置を認めること」については、農地の耕作、維持・管理に支障が及ぶ可能性があるため、一律に設置を認めるとすることは困難であるものの、当該設備の形態や設置の方法等によっては、農地の区画及び形質に変更を加えたとまでは認められず設置が可能とされる場合も考えられることから、個別の当該設備の設置に係る事業計画ごとに市町村や農業委員会と相談して頂く必要がある。

なお、当該設備の設置の実態等について調査・検討の上、必要に応じ、農地転用許可権者が、当該設備の設置に当たって農地転用許可が必要か否かについて判断する際の基準となるような通知の発出も検討したい。

また、前回回答のとおり、農用地区域内の農地が遊休化した場合は、基本的には解消を図る必要があり、遊休化していることを理由とした御提案を受け入れることは困難である。

## 10 農林水産省 構造改革特区第19次 再検討要請回答

管理コード	100030	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	農地利用集積円滑化団体の民間開放	都道府県	兵庫県
		提案事項管理番号	1043030
提案主体名	兵庫県		

制度の所管・関係府省庁	農林水産省
該当法令等	農業経営基盤強化促進法第4条第3項
制度の現状	<p>農地利用集積円滑化事業は、大きく分けて</p> <p>① 売買、貸借の仲介を通じて自ら農地の権利主体となる農地売買等事業と、</p> <p>② 農用地等の所有者の委任を受けて、その者を代理して農用地等について売り渡し、貸付け等を行う農地からなっている。</p> <p>このうち、</p> <p>ア ①の農地売買等事業を行う団体については、売買、貸借の仲介を通じて自ら農地の権利主体となることから、農地法の農地取得の許可の特例であることを踏まえ、市町村、農業協同組合又は市町村公社に限定しているところであるが、</p> <p>イ ②の農地所有者代理事業のみを行う団体については、上記に加え、非営利法人や営利を目的としない法人格を有しない団体も事業実施主体となることが現行制度上も可能。</p>

求める措置の具体的内容	<p>新規就農者の育成事業、食料生産事業を行う株式会社等による農地の売買、貸借等の調整活動が可能となるよう、営利目的の如何を問わず民間事業者が農業経営基盤強化促進法に基づく「農地利用集積円滑化団体」となることを認める。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>新規就農育成事業を介して農業の振興に積極的に取り組もうとする株式会社が、今後、同社が同事業の規模を拡大し、就農研修者の地元定着を推進しようと考えたときに、株式会社を農地利用集積円滑化団体として認めることが必須である。</p> <p>新たな担い手確保と農地流動化を一層加速化させるため、市及び他の農地利用集積円滑化団体との役割分担と合意を条件に、新規就農者育成事業、食料生産事業を行う株式会社を同団体になれるようにする。</p>

### ○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	—
<p>農地売買等事業を含む農地利用集積円滑化事業の実施主体は、売買、貸借の仲介を通じて自ら農地の権利主体となることから、農地法の農地取得の許可の特例であることを踏まえ、市町村、農業協同組合又は市町村公社に限定している。</p> <p>また、農地所有者代理事業(貸し手と借り手のマッチング)のみを行う場合の実施主体については、(自ら農地の権利取得をしないことから)これらの主体に限定する必要はないものの、多数の所有者が参加し、かつ、一定の受け手農業者に偏ることなく農地の利用調整が行われることが必要であることから、営利を目的としない法人を実施主体として認めているところ。</p>				

### ○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	<p>右提案主体からの意見を踏まえ、再度回答願いたい。</p>
提案主体からの意見	

農地所有者代理事業が「多数の所有者が参加し、かつ、一定の受け手農業者に偏ることなく農地の利用調整が行われることが必要」との理由で、営利法人であることを理由に排除することに合理的理由があるとは考えられない。事業の適切な遂行が確保できる団体であれば、営利・非営利を問う必要はないと考える。市町村及び他の農地利用集積円滑化団体との役割分担と合意を条件に、地域で新規就農者育成事業、食料生産事業等を行う営利法人(株式会社等)が農地利用集積円滑化団体となることで、より効果的に農業・農村での新しい人材の確保につながる等の視点から、営利法人であっても同団体になれるようにすることを重ねて求める。

再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	—
<p>農地所有者代理事業は、農地の所有者から白紙委任を受けた農地を地域農業の担い手にあっせん等を行う事業である。</p> <p>同事業の実施主体は、収益性が低い農地であっても、その土地の所有権につき争いがある場合等の正当な理由がなければその引き受けを拒むことができない仕組みとなっていることから、営利法人が営利を無視して当該義務を履行し続けることができるか疑問である。</p> <p>また、農地の集積は地域農業全体の観点から公正・公平に行う必要があるが、営利法人の場合は、利害関係者への集積を優先する可能性が排除しきれない。</p> <p>以上のことから、営利法人を事業主体として認めることは困難。</p>				



## 10 農林水産省 構造改革特区第19次 再検討要請回答

管理コード	100040	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	農地転用許可に係る大臣との事前協議の廃止及び大臣許可基準(4ha超)を8ha超に引き上げる	都道府県	兵庫県
提案主体名	兵庫県	提案事項管理番号	1043100

制度の所管・関係府省庁	農林水産省
該当法令等	農地法第4条第2項、第5条第1項及び附則第2項
制度の現状	農地を農地以外のものにする場合又は農地を農地以外のものにするために所有権等の権利設定・移転を行う場合には、都道府県知事の許可(4ha超の場合には農林水産大臣の許可)が必要。

求める措置の具体的内容	農地転用許可事務は、優良農地の確保の観点から、法令により全国統一的な許可基準で運用されている。国が全国的視野に立って総合的な判断をする必要性は特に大規模な場合に限ることとし、8haまでは県に移譲しても支障はない。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>農地転用の許可事務は、2ha以下の自治事務、2ha超4ha以下の法定受託事務及び4ha超の国の事務のいずれも、法令化された全国統一的な許可基準によって運用されており、国の事務の一部や法定受託事務を都道府県の自治事務に変更したとしても、転用の許可判断が変わることはなく、申請者の負担の軽減や事務手続きの簡素化を促すため、地方公共団体に権限を与えるべきではないかと考える。</p> <p>本県は、国の地方支分局から事務移譲を受けることも視野に入れた関西広域連合の発足を間近に控え、積極的に権限移譲を受けたいと考えている。</p> <p>農地法施行後5年を目途に検討することになっているところでもあり、5年先に向けて試行を行う特区として権限移譲願いたい。</p>

### ○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	—
<p>大規模な農地の転用については、①当該農地は国の公共投資が実施された優良農地が含まれる可能性が高く、転用による農業生産に与える影響が大きいこと、②一度転用された農地は原状回復することが困難であること等から、2haを超える大規模な農地転用については、国の事前関与が必要不可欠であり、現時点では御提案を受け入れることは困難である。</p> <p>また、改正農地法の附則第19条第4項において、「政府は、この法律の施行後5年を目途として、新農地法…の施行の状況等を勘案し、…農地法第4条第1項及び第5条第1項の許可に関する事務の実施主体の在り方…について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」とされているところであり、改正農地法が昨年12月に施行されたところである現時点において、御提案を受け入れることは困難である。</p>				

### ○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	右提案主体からの意見を踏まえ、再度回答願いたい。
提案主体からの意見	回答によれば、2haを超える農地転用許可については、国の事前関与が必要不可欠とのことであるが、転用許可事務は、国、地方公共団体のいずれが許可権限者であっても、法令化された全国統一的な許可基準によって執行されており、国の事

前関与が不可欠とまでは考えられない。権限移譲に対して、前向きに御検討願いたい。

再検討要請に対する回答

「措置の分類」の見直し

C

「措置の内容」の見直し

—

改正農地法の附則第 19 条第4項において、「政府は、この法律の施行後5年を目途として、新農地法…の施行の状況等を勘案し、…農地法第4条第1項及び第5条第1項の許可に関する事務の実施主体の在り方…について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」とされているところであるが、これは、当該検討を行うためには、改正後の農地法及び政省令に即して適正に農地転用許可事務が実施されているかどうかを一定期間継続的に確認することが必要であるところ、当該期間としては、同法の施行後5年程度が必要であるとの判断によるものである。

このため、平成 21 年 12 月に改正農地法が、昨年6月に農地転用許可基準に係る改正農地法施行令及び施行規則が施行されたばかりである現時点において、提案を受け入れることは困難である。



## 10 農林水産省 構造改革特区第19次 再検討要請回答

管理コード	100050	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	保安林の制限行為の緩和	都道府県	岡山県
		提案事項管理番号	1044020
提案主体名	新見市		

制度の所管・関係府省庁	農林水産省
該当法令等	森林法第33条第5項、森林法施行令第4条、別表第2
制度の現状	<p>保安林の指定施業要件に定める間伐の伐採限度は、伐採年度ごとに伐採をすることができる立木の材積が原則として当該伐採年度の初日におけるその森林の立木材積の10分の3.5を超えず、かつ、その伐採によりその森林における樹冠疎密度が10分の8を下回ったとしても、当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の当該樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実に認められる範囲内の材積を超えないものとして定めることとしている。</p>

求める措置の具体的内容	保安林の指定施業要件を35%から50%にする。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>間伐の遅れによる林令の増加により、現行の指定施業要件内での間伐では伐採作業中に掛かり木になるなど作業効率の低下と作業の危険度が増している。</p> <p>このため、一度の間伐作業で効率よく作業を実施するため、指定施業要件を増加させるものである。</p>

### ○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	—
<p>保安林においては、保安林の機能の維持・向上を図るため、個々の保安林の状況に応じて伐採方法や植栽方法に関する制限を設けており、間伐率については、保安林の機能の維持に支障が生じないよう、間伐後短期間で樹冠を閉鎖させ、かつ強風による気象害等の危険が生じない範囲である35%を限度として個別の保安林毎に定められている。</p> <p>提案のとおり作業の効率性の向上を目的に間伐の伐採制限をさらに引き上げることは、保安機能の低下や災害の発生を招くおそれがあることから適当ではない。</p>				

### ○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
提案主体からの意見				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	—

## 10 農林水産省 構造改革特区第19次 再検討要請回答

管理コード	100060	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	保安林の制限行為の緩和	都道府県	岡山県
		提案事項管理番号	1044040
提案主体名	新見市		

制度の所管・関係府省庁	農林水産省
該当法令等	森林法第34条第2項
制度の現状	<p>保安林においては、都道府県知事の許可を受けなければ、立竹を伐採し、立木を損傷し、家畜を放牧し、下草、落葉若しくは落枝を採取し、又は土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為をしてはならない。</p>

求める措置の具体的内容	<p>保安林の間伐において、作業路開設に伴う土地の形質変更許可申請を不要とする。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>保安林の間伐する場合、皆伐などの施業とは異なり間伐率が制限されている。このため、間伐届けを市へ、作業路開設の土地の形質変更許可申請を県へおこなう必要がある。間伐施業を迅速に進めるために、この形質変更許可申請を不要とする。</p>

### ○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	—
<p>保安林では、水源のかん養や土砂の流出防止といった指定の目的に即してその保安機能を永続的かつ十全に発揮させるため、土地の形質を変更する行為には、都道府県知事の許可を受けることが必要とされている。この許可にあたっては、災害の防止、水害の防止、水の確保、環境の保全の各観点から、許可基準を満たすか否か審査を行い、保安林の指定目的に即して保安機能を十全に発揮する上での支障がないか具体的に検討し、判断することとなる。</p> <p>提案のとおり、保安林内の形質変更許可申請を不要とした場合、許可基準に満たない土地の形質変更行為までも容認することとなり、結果として著しく保安機能が失われ、災害が発生する等、保安林の指定の目的の達成に支障を来すおそれがあることから適当ではない。</p> <p>なお、形質変更許可に係る審査に当たっては、迅速に処理を進めるため、審査に要する標準的な期間を定め、期間内に適正な処理を行うよう都道府県に対し要請しているところ。</p>				

### ○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
提案主体からの意見				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	—

## 10 農林水産省 構造改革特区第19次 再検討要請回答

管理コード	100070	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	地方競馬 新勝馬投票法導入特区	都道府県	佐賀県
		提案事項管理番号	1045020
提案主体名	佐賀県		

制度の所管・関係府省庁	農林水産省
該当法令等	競馬法第6条、第22条、競馬法施行規則第6条、第45条第2項 (昭和29年9月13日農林省令第55号)
制度の現状	競馬の勝馬投票法の種類(馬券の種類)は、競馬法及び同法施行規則において限定されており、5つ以下の競走の一着馬を全体的中させる投票法は認められているが、6つ以上の競走については認められていない。

求める措置の具体的内容	地方競馬における勝馬投票法として、新たに「七重勝単勝式」を導入するもの
具体的事業の実施内容・提案理由	佐賀競馬は大幅な経費削減および各種方策による収入確保に取り組んでいる。しかし、佐賀競馬の経営状況は昨今のレジャーの多様化や景気の低迷による勝馬投票券の発売額の大幅な減少をうけ、依然厳しいものがある。このような中、平成17年12月から取り組んだインターネット発売(在宅投票)は、唯一、順調に推移している。発売総額に占めるシェアも、導入後4年余り(平成21年度決算)で約14.9%となるなど急拡大をしており、ICTを活用した取組は、今後収益の柱の一つとなる可能性があるものと考えられる。このため、今年1月からは新たに勝馬投票法「五重勝単勝式」(制度改正は平成17年)を導入し、佐賀競馬の魅力づくりに取り組んでいるところであるが、佐賀競馬場固有の特性(競馬場のカーブが小回りであり、かつ直線部が短く、順位変動が起りにくい(特にレース後半)ため、比較的、勝馬投票が的中されやすい傾向があること)から、この投票法も、導入当初に見込んでいたような魅力ある商品にはなり切っていない現状がある。このようなことから、佐賀競馬において、新たにインターネットを活用した「七重勝単勝式」を導入することにより、インターネットユーザーに対し、五重勝よりもキャリー・オーバーなどの面で魅力の多い新賭式を提示することで、従来の競馬ファンを惹きつけるとともに、新たな競馬ファンを獲得(パイを増やしていく)し、今後の佐賀競馬の活性化と収益確保への活路を見い出していきたいと考えている。

### ○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	—
<p>複数の競走の1着馬を全体的中させる勝馬投票法(重勝式勝馬投票法)は、平成16年の競馬法改正で新たに認められ、平成22年1月から地方競馬主催者(現在16主催者)のうち、佐賀競馬を含む7主催者がインターネットを利用した五重勝単勝式の馬券発売を開始し、来年春には、日本中央競馬会(JRA)も同様に開始予定である。</p> <p>今回提案のあった七重勝単勝式は、五重勝単勝式と比べ格段的に的中率が低く、払戻金が格段に高額になることから、過度に射幸心を煽るおそれがある。</p> <p>したがって、七重勝単勝式の導入の適否については、五重勝単勝式勝馬投票法の実施状況を踏まえつつ慎重に検討する必要があり、現時点において導入することは適当ではない。</p>				

### ○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	右提案主体からの意見及び補足資料を踏まえ、再度回答願いたい。
-------	--------------------------------

提案主体からの意見

競馬に重勝式が認められて以来、他の公営競技でも制度上次々と重勝式が導入され、競輪では平成20年4月から七重勝が開始される等、環境は変化している。加えて①佐賀競馬(出走8頭)の七重勝の的中率 $((1/8)^7)$ は中央競馬(同18頭)の五重勝 $((1/18)^5)$ とほぼ同等 ②今年(2019年)の五重勝実績では、佐賀競馬は競馬場固有の特性からキャリアオーバーの発生率が全国最低、また射幸心を左右する最高値も一口あたりの払戻金、キャリアオーバー額とも最低程度であり、地方競馬とりわけ佐賀競馬に七重勝を導入しても過度に射幸心を煽ることにはならないと考える。佐賀競馬の経営は現在瀬戸際であり、七重勝導入で収入確保の端緒を見出したい。

再検討要請に対する回答

「措置の分類」の見直し

A

「措置の内容」の見直し

III

五重勝単勝式を一定期間、継続実施しており、その実施状況から見て、七重勝単勝式の導入が過度に射幸心を煽るおそれがないと認められる競馬主催者については、七重勝単勝式を実施することができるよう、競馬法施行規則の特例措置を講じることとしたい。

なお、特例措置を講じるに当たっては、過度に射幸心を煽ることのないよう、七重勝単勝式の実施回数や払戻金に一定の制限を設けることとし、その内容については、特例措置の対象とする主催者の具体的要件とあわせ、検討を進めていくこととしたい。

## 10 農林水産省 構造改革特区第19次 再検討要請回答

管理コード	100080	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	大学獣医学部の設置の許可	都道府県	愛媛県
		提案事項管理番号	1068010
提案主体名	今治市、愛媛県		

制度の所管・関係府省庁	文部科学省 農林水産省
該当法令等	平成 15 年 3 月 31 日文科省告示第 45 号「大学、大学院、短期大学及び高等専門学校等の設置等に係る認可の基準」
制度の現状	当該提案に対して規制をかける制度は、文部科学省が所管している。

求める措置の具体的内容	平成 15 年 3 月 31 日文科省告示第 45 号「大学、大学院、短期大学及び高等専門学校等の設置等に係る認可の基準」による獣医師の定員増の規制の地域解除
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>四国では、動物感染症や人獣共通感染症対策のみならず、食の安全・安心の確保を図るうえで重要な役割を担う獣医師が不足しており、その確保対策が急務となっている。そこで、今治新都市に国際水準の大学獣医学部を新設して獣医師を養成し、感染症対策及び食の安全の確保を図る一方で、動物・獣医療関連の企業誘致を促進して他産業とのコラボにより新産業を創造し、地域活性化を促す。</p> <p>(提案理由)</p> <p>全国的に産業動物・公務員獣医師の不足感が顕著となる中、他の地域以上に獣医師が不足し、研究・診断の拠点施設がない四国で、万一、口蹄疫などの感染が発生した場合には十分な対応ができない恐れがある。また、獣医師は感染症の予防・診断のみならず、医薬品開発、食の安全性確保等を通じ、政府が「新成長戦略」において掲げる健康大国の実現に向けて重要な役割を担っており、今後一層、重要性が増すと考えられる。このため、四国の獣医師不足を解消し、地域の研究機能を充実・強化するとともに、今治市を成長が期待できるライフ・イノベーションの拠点都市として再生するため、特区による大学獣医学部の設置を提案する。なお、獣医師養成は6年間を必要とする高度専門職業人養成であり、他の高度専門職と同様に全国的見地から、獣医師養成機能をもつ大学全体の課題としてみたときにおいても、獣医師養成機関の空白地帯であり、今後更なる獣医師不足が予想される四国における獣医師養成の充実喫緊の課題である。よって、四国地域に産業動物系コースや研究者養成コース、地域入学定員枠を設けた高い水準の大学を設置し、地域で人材を養成しようとする本提案は、国の方針にも沿うものとする。</p>

### ○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	E	措置の内容	—
<p>当省としても、産業動物獣医師の確保及びその質の向上は極めて重要な課題と考えており、臨床実習の質・量の充実等、産業動物獣医師の養成のための獣医学教育の充実・強化について、文部科学省に対して配慮をお願いしているところ。</p> <p>ただし、当省では、当該提案に対して規制をかける制度を所管しておらず、文部科学省が判断すべき事項である。</p>				

### ○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	
-------	--

右提案主体からの意見を踏まえ、再度回答願いたい。

提案主体からの意見

産業動物系獣医師の不足はもとより、獣医師全体の役割の高まりの中で、獣医師の増員が必要であると考えているが貴省の見解はどうか。

再検討要請に対する回答

「措置の分類」の見直し

E

「措置の内容」の見直し

—

当省では、当該提案に対して規制をかける制度を所管しておらず、文部科学省が判断すべき事項である。

なお、当省としては、現状及び将来の獣医師の需給データ等を文部科学省に提供してきたところである。

## 10 農林水産省 構造改革特区第19次 再検討要請回答

管理コード	100090	プロジェクト名	富山市飯野・新屋・小西地区 まちづくり活性化事業	
要望事項 (事項名)	市街化調整区域における農振除外手続の簡略化	都道府県	富山県	
		提案事項管理番号	1069010	
提案主体名	飯野・新屋・小西地区まちづくり合同会社			

制度の所管・関係府省庁	農林水産省
該当法令等	農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項第5号 農業振興地域の整備に関する法律施行令第8条
制度の現状	<p>農用地区域は、市町村の農業振興地域整備計画において定める農用地等として利用すべき土地の区域であり、集团的農地や土地改良事業等の対象農地など、生産性が高く、長期間にわたり確保すべき優良農地の区域である。</p> <p>このため、農用地区域の変更は、不要不急の用途に供するためではなく、具体の転用計画に基づき農用地等以外の土地とすることが必要かつ適当であり他に代替地がない等の要件に加え、国の補助等による土地改良事業の受益地については、当該事業の効果を一定期間確保するため、事業完了後8年を経過している場合に限り行うことができる。</p>

求める措置の具体的内容	農振除外手続の際に、一定の要件を満たす場合には、規制を緩和する。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>一団の農地の中央部を北陸新幹線が南北に分断して開通することとなり、効率的な営農が困難になる。</p> <p>このため、従来より、現在市街化調整区域となっている当該農地について、有効な土地活用並びに地域の活性化を計画している。</p> <p>ところが、当該農地で、農振除外願出をする際に、「土地改良法に規定する土地改良事業又はこれに準ずる事業で、農業用排水施設の新設又は変更、区画整理、農用地の造成その他の農林水産省令で定めるものの施行に係る区域内にある土地であるため、『事業の工事が完了した年度の翌年度から起算して8年を経過した土地であることとする。』」との規制がある。</p> <p>昨今の経済情勢並びに土地活用、また、耕作者の高齢化を考慮した場合、この期間を短縮する等の柔軟な対応を求める。</p>

### ○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	—
<p>農用地区域は、長期間にわたり確保すべき優良農地の区域であることから、農用地等以外の利用を目的として農用地区域からの除外を行う場合には、農用地等以外の土地とすることが必要かつ適当であり他に代替地がない等の要件を満たす場合に限り行うことができる。</p> <p>また、土地改良事業等の受益地において農用地区域からの除外を行う場合は、公共投資により得られる効用の確保を図る観点から、土地改良事業の工事が完了した年度の翌年度から起算して8年を経過した土地であることとされている。</p> <p>このため、御提案のように国の補助等による土地改良事業が完了して間もない農地を農地以外の土地に利用するため、農用地区域からの除外要件を緩和することは、公共投資の効用の確保が困難となるとともに、生産性の高い優良農地の確保に支障を及ぼすおそれがあることから、本提案を受け入れることは困難である。</p> <p>なお、「一団の農地の中央部を新幹線が南北に分断して開通し、効率的な営農が困難になる」とすることについては、地域の実情を勘案して市町村が通作等への支障等を判断して対応することから、市の農振制度担当部局に御相談されたい。</p>				



また、新幹線の駅周辺地域等における具体的な土地利用計画に基づき、農業上の土地利用との調整を了して、市街化を促進すべき区域である市街化区域に編入された場合には、事業完了後 8 年未経過の土地であっても、農業振興地域及び農用地区域が変更されることとなる。

## ○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請			
右提案主体からの意見を踏まえ、再度回答願いたい。			
提案主体からの意見			
農地を農用地区域から除外する際の要件については承知しているところではあるが、当該地区においては以下の諸条件があるため、再度の検討を願うものである。			
①新幹線の線路(高架橋)が竣工している。			
②直接の土地改良事業が実施された農用地ではなく、排水路改修事業の受益地として指定を受けた。			
③外周の幹線道路接道部のみ、事業実施前に開発がなされ、中央部に不整形な農地が残存し、効率的な営農が困難な地理状況である。			
④営農者においても、地域の活性化を図るべく早急な対応を望んでいる。			
かような農地においても一律に規制するのではなく、個別の事情を斟酌した上で規制を緩和することは可能か、回答いただきたい。			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し
<p>御提案の土地の区域については、国の補助により農業用排水路を改修して、農地の排水改良による農業の生産性の向上を図ることを目的とした土地改良事業の受益地となっており、当該事業が完了して間もない農地に該当する。前回回答のとおり、このような農地の農用地区域からの除外要件を緩和することは、公共投資の効用の確保が困難となるとともに、生産性の高い優良農地の確保に支障を及ぼすおそれがあることから、本提案を受け入れることは困難である。</p> <p>なお、「不整形な農地が残存し、効率的な営農が困難な地理状況である」ことについては、地域の実情を勘案して市町村が通作等への支障等を判断して対応することから、市の農振制度担当部局に御相談されたい。</p> <p>また、新幹線の駅周辺地域等における具体的な土地利用計画に基づき、農業上の土地利用との調整を了して、市街化を促進すべき区域である市街化区域に編入された場合には、事業完了後8年未経過の土地であっても、農業振興地域及び農用地区域が変更されることがある。</p>			

## 10 農林水産省 構造改革特区第19次 再検討要請回答

管理コード	100100	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	森林組合法第9条で規定されている森林組合事業の特例措置	都道府県	北海道	
		提案事項管理番号	1081010	
提案主体名	南富良野町			

制度の所管・関係府省庁	農林水産省
該当法令等	森林組合法第9条第1項、第2項
制度の現状	<p>森林組合は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・組合員の生産する林産物その他の物資の運搬、加工、保管又は販売</li> <li>・組合員の行う林業に必要な種苗の採取若しくは育成又は林道の設置その他組合員の行う事業又はその生活に必要な共同利用施設の設置</li> </ul> <p>の事業を行うことができるとされている(森林組合法第9条第2項第3号及び第5号)。</p>

求める措置の具体的内容	<p>現行法で規定されている森林組合活動事業については、農業生産活動は認められていないことから、現行法の目的を逸脱しない場合には、農業生産活動を可能とする</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>本町総面積の約90%が森林で占められています。森づくりは長い歳月を要し、様々な施業と経費を要する一方、木材価格の低迷から採算性が低い状況です。このため、森林所有者の森林整備意欲は低下しており、未施業林地や皆伐後の無立木地の増加が懸念されています。森林組合は、森林所有者の林業経営の安定及び向上と植栽から伐採、伐採から植栽といった循環型の森づくりを進め、森林保全と増進の取り組みを担っていかなければならないと考えています。そのため、今まで捨てられていた林地残材のピンチップ化に取り組み木材に新たな付加価値を生み出し、林業経営の安定化に取り組んでいます。また、平成20年度に「木質バイオマス利用のハウス栽培事業化調査」を実施し、木質バイオマスボイラーを利用したベビリーフ温室ハウス栽培事業について検討しました。現在の林地残材の燃料化では、燃料の供給量に対して需要量がないなど供給と需要のバランスに課題があり、木質ボイラーを利用したベビリーフ温室ハウス栽培を実施することにより、需要量の確保が図られる上、ハウス栽培から生じる収益も森林整備に還元し、森林所有者の森林整備負担の軽減を図り、森林整備へ繋げていきたいと事業立案しました。しかし、その担い手として考えていた森林組合は森林組合法第9条第1項及び第2項で規定されている森林組合活動事業において、農業生産活動を認められていないため、本事業を実施できません。このため、森林組合法の特例を受け、本事業を森林組合が実施することで、森林所有者の森林整備のコスト軽減と民有林の保全及び増進を図り、循環型の森づくりを目指します。</p>

### ○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	D	措置の内容	—
<p>森林組合法第9条第2項第3号及び第5号において、森林組合は、組合員の行う農業生産活動に必要な共同利用施設(物的施設だけでなく人的施設も含む。)の設置事業及び組合員の生産する農産物の運搬、加工、保管または販売の事業ができるとされており、同号の運用により対応可能。</p> <p>なお、森林組合法第4条において「森林組合は、その行う事業によってその組合員のために直接の奉仕をすることを旨とすべきであって、営利を目的としてその事業を行ってはならない。」とされていることに留意が必要。</p>				

## ○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請			
右提案主体からの意見を踏まえ、再度回答願いたい。			
提案主体からの意見			
森林組合法第9条第2項第3号及び第5号において運用により対応可能と回答いただきましたが、本事業は、森林保全及び増進並びに森林所有者の林業経営の安定向上を目的として、森林組合が実施主体として事業実施を行うこととしております。本事業から生じる収益は、組合員への造林事業助成等、森林整備へ繋げていく考えです。回答いただきました各同号では、「組合員が行う」という限定がされていますが、その部分が適用されず、森林組合が直接農業生産活動を実施して、本事業を取り進めてよいと理解でよろしいか。			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	D	「措置の内容」の見直し ー
この事案に関する限り、ピンチップ工場の附帯事業として森林組合が直接農業生産活動を実施できる。			